

◎まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年一月二十八日法律第一三六号)

一、提案理由(平成二十六年一月四日・衆議院地方創生 に関する特別委員会)

○石破国務大臣、ただいま議題となりましたまち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

まず、まち・ひと・しごと創生法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、小さな村から大都市まで、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、育成を含め確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進、

すなわち、まち・ひと・しごと創生が重要となっております。

この法律案は、このような観点から、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、まち・ひと・しごと創生の基本理念として、希望に応じ、地方に住み続けまたは地方に移住するなど、国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産または育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること、仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること、地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出を図ること、これらが行われる

に当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること等を定めております。

第二に、政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとしております。

第三に、都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めることといたしております。

第四に、市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略等を勘案して市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めるものとしております。

第五に、内閣総理大臣を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を内閣に設置し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施を推進するとともに、その実施状況の総合的な検証を定期的に行うことといたしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願いを申し上げます。

まち・ひと・しごと創生法

二、衆議院地方創生に関する特別委員長報告

(平成二十六年二月六日)

○鳩山邦夫君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出のまち・ひと・しごと創生法案は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正して、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、まち・ひと・しごと創生が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするものであります。

内閣提出の両法律案は、去る十月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日石破国務大臣から提案理由の説明を聴取し、翌十五日から質疑に入りました。

二十二日には徳島県において地方公聴会を開催し、三十日に

九三

は参考人からの意見聴取を行い、三十一日には安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

十一月四日には馬淵澄夫君外七名提出の法律案が本委員会に付託され、昨五日、提出者馬淵澄夫君から提案理由の説明を聴取した後、各法律案を一括して質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、内閣提出の両法律案に対してそれぞれ次世代の党提案による修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、各法律案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、馬淵澄夫君外七名提出の法律案については賛成少数をもって否決すべきものと決しました。内閣提出の両法律案については、次世代の党提案に係る両修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院地方創生に関する特別委員長報告

(平成二六年一月二日)

○関口昌一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、地方創生に関する特別委員会における審査の経過と結果を

御報告申し上げます。

まず、まち・ひと・しごと創生法案は、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするものであります。

………(略)………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣の出席を求めるとともに、石破国務大臣等に対して質疑を行ったほか、群馬県に委員を派遣しての地方公聴会を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、人口減少社会の克服に向けた新たな社会経済システム構築、税制・財政面の取組の必要性、地方分権の推進による東京一極集中の是正、地域活性化における農林漁業分野に期待される役割等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は全会一致をもって可決されました。

続いて、順次採決を行った結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。